

令和5年度事業計画書

人材の育成及び留学生交流の助成

<人材の育成事業>

1 海外の大学院に留学する日本人学生に対する奨学金の支給

(3分野：情報科学、生命科学、経営科学)

- (1) 平成30、31、令和2、3及び4年度採用の海外の大学院に留学し修士号又は博士号の取得を目指す日本人学生37名に引き続き奨学金を支給するとともに、令和5年度採用の12名に奨学金の支給を開始する。
- (2) 令和6年度採用予定の約10名の募集・選考を行い、奨学生を決定する。
なお、令和5年4月分より、月額を20万円から30万円へ変更し給付する。

2 日本人若手研究者に対する研究助成金の支給

(2分野：情報科学、生命科学)

- (1) 令和5年度採択の研究課題15件に対し、研究助成金(総額5,450万円)を支給する。
- (2) 令和6年度の募集・選考を行い、研究助成金(1件当たり500万円以内、総額7,300万円)の採択を決定する。

3 日本人独立研究者に対する始動助成金の支給【新規助成金】

(2分野：情報科学、生命科学)

- (1) 新たに独立して研究室を主宰する日本人研究者(48歳以下)を主な対象とした、新規助成金を創設する。
- (2) 令和6年度の募集・選考を行い、研究助成金(1件当たり1千万円以内、総額1億円)の採択を決定する。

<留学生交流助成事業>【以下の3事業は、(独)日本学生支援機構に対する助成となる。】

4 留学生地域交流事業に対する助成

公募採択される地域の関係機関等が連携・協力して行う留学生交流推進のための事業(国際理解教育の推進、生活支援体制の整備、地域住民との交流推進、各種ネットワークの整備)、及び当該事業を実施するにあたり直接かかる事務経費に対する助成を行う。

5 外国人留学生国際交流事業に対する助成

留学生や研究者を主な対象として、国際研究交流大学村において実施される国際交流フェスティバル、シンポジウム、セミナー、国際講演会、及び東京国際交流館での国際交流に資する機会の提供に対する助成を行う。

6 外国人留学生生活支援事業に対する助成

国際研究交流大学村(東京国際交流館)に居住する留学生等を対象に実施する、入居日本人学生(レジデント・アシスタント)による留学生等の勉学・日常生活相談活動、トレーニングルーム等運営、日本語広場や日本文化体験等のボランティアや運営の生活支援事業に対する助成を行う。また老朽化した設備・備品等の更新を実施する。